

# 平成27年1月から 短期給付の一部が変わります!

## 70歳未満の方の高額療養費の算定基準額(自己負担限度額)が見直されました。

高額療養費制度は所得区分に応じて自己負担の上限が定められていますが、今後、負担能力に応じた負担になるよう低所得者に配慮しつつ、限度額をよりきめ細やかに設定されました。

### 現行

上位所得者*1	150,000円+ (医療費-500,000円)×1% (多数回該当: 83,400円)
一般所得者*2	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (多数回該当: 44,400円)
低所得者 【住民税非課税】	35,400円 (多数回該当: 24,600円)

\*1: 上位所得者とは、給料月額が424,000円(特別職は530,000円)以上の方

\*2: 一般所得者とは、上位所得者・低所得者以外の方



### 平成27年1月~

特別職: 給料月額 830,000円以上 一般職: 給料月額 664,000円以上	252,600円+ (医療費-842,000円)×1% (多数回該当: 140,100円)
特別職: 給料月額 530,000円以上 830,000円未満 一般職: 給料月額 424,000円以上 664,000円未満	167,400円+ (医療費-558,000円)×1% (多数回該当: 93,000円)
特別職: 給料月額 280,000円以上 530,000円未満 一般職: 給料月額 224,000円以上 424,000円未満	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (多数回該当: 44,400円)
特別職: 給料月額 280,000円未満 一般職: 給料月額 224,000円未満	57,600円 (多数回該当: 44,400円)
低所得者 【住民税非課税】	35,400円 (多数回該当: 24,600円)

この、高額療養費の算定基準額の見直しに伴い、高額介護合算療養費の算定基準額、限度額適用認定証等の見直しもされました。

### 【限度額適用認定証(様式第13号の2)】

旧	
上位所得者*1	A
一般所得者*2	B



新	
標準報酬月額 83万円以上	ア
標準報酬月額 53万円~79万円	イ
標準報酬月額 28万円~50万円	ウ
標準報酬月額 26万円以下	エ

## 産科医療補償制度に係る掛金の引き下げに伴う出産費等が変更になりました。

**現行** 39万円 + 3万円(産科医療補償制度掛金相当分) = 42万円



**改正後** 40万4千円 + 1万6千円(産科医療補償制度掛金相当分) = 42万円

\*産科医療補償制度加入分娩医療機関で出産(在胎週数第22週以降のもので、死産・流産を含む。)された場合は、当該給付の支給額に変更はありませんが、在胎週数第22週未満での出産(死産・流産を含む。)や、産科医療補償制度加入分娩医療機関以外での出産(妊娠4ヵ月以上の死産・流産を含む。)の場合は、支給額が引き上げられることとなります。

